

価格転嫁の実効性確保に向けた働き掛け業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 業務の目的

エネルギー・原材料価格の高騰が長期化し、県内事業者に大きな影響を与えているなか、県内企業がエネルギーコストや原材料等の上昇を適切に価格転嫁し、賃金の向上などにつなげられるよう、円滑な価格転嫁に向けた環境整備が必要となっている。

そこで、県内企業に直接価格転嫁の状況等について聞き取りを行うとともに、価格転嫁に資する「パートナーシップ構築宣言」の登録促進や行政の支援について周知を行うことで、適切な価格転嫁への気運を醸成し、価格転嫁しやすい環境整備を行うものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務の対象区域

埼玉県内全域とする。

4 対象企業

県が受託者に提供する「対象企業リスト」に掲載された企業約3,700社

<内訳>

未宣言企業	価格転嫁が特に困難な業種を中心に県及び経済団体が実施した価格転嫁に係る事前アンケートにおいて、行政の支援に関心があると回答した企業。	3,000社
宣言企業	契約日時点で既に「パートナーシップ構築宣言」を登録している企業	約700社

5 業務内容

本業務は、「4 対象企業」に対し、「パートナーシップ構築宣言」の意義を広め登録を働き掛けるとともに、価格交渉における実効性を確保できるよう、価格交渉の際に役に立つ支援ツール等の周知や好事例の収集等を行うものである。

具体的な業務は以下のとおりとする。

(1) 未宣言企業への働き掛け

ア 接触方法

- (ア) 電話により全ての対象企業と接触すること。
- (イ) 承諾を得られた企業を訪問すること。

イ 働き掛け項目（内容）

- (ア) 「パートナーシップ構築宣言」の意義の周知及び登録の促進
- (イ) 「パートナーシップ構築宣言」の登録支援
- (ウ) 価格転嫁及び「パートナーシップ構築宣言」登録の懸案等のヒアリング
- (エ) 発注者側の立場への助言（受注者側の立場への支援を含む）
- (オ) 価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知

ウ 企業訪問時の啓発資料等

県が提供する啓発資料等について、必要に応じて受託者で印刷等を行い活用すること。また、受託者が所有する資料等の併用を妨げるものではない。

(2) 宣言企業への働き掛け

ア 接触方法

- (ア) 電話により全ての対象企業と接触すること。
- (イ) 承諾を得られた企業を訪問すること。

イ 働き掛け項目（内容）

- (ア) 「パートナーシップ構築宣言」の実施状況等についてのヒアリング
- (イ) 「パートナーシップ構築宣言」のメリット、好事例の収集
- (ウ) 発注者側の立場への助言（受注者側の立場への支援を含む）
- (エ) 価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知

ウ 企業訪問時の啓発資料等

県が提供する啓発資料等について、必要に応じて受託者で印刷等を行い活用すること。また、受託者が所有する資料等の併用を妨げるものではない。

(3) 働き掛け実施状況の報告

電話及び訪問により対象企業から聞き取った事項については、以下の項目について報告書等を取りまとめ、一覧表を添付の上、少なくとも週1回以上、電子データで県に報告する。

なお、取りまとめる方法や一覧表等の様式については、受託者と協議の上、県が指定する。

<報告の記載項目>

- ・ヒアリング日時
- ・接触方法
- ・担当した受託者の氏名
- ・企業名（フリガナ）
- ・所在地
- ・面会者の役職・氏名・連絡先（電話・Eメールアドレス（任意））

- ・「5 業務内容」の各働き掛け項目の実施状況及び発言記録
- ・その他意見等（働き掛け項目以外の相談や発言等）

6 実施体制

- (1) 受託者は、業務を円滑かつ確実に運営するため、契約締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定し、県に報告すること。
- (2) 契約締結の後、速やかに各業務に当たる人員等について記載した実施体制を県に報告すること。
- (3) 企業への働き掛け業務を行う者は、企業経営に関わる資格（中小企業診断士等）を保有した者や、企業を対象とした相談業務等の経験があり、社会経済状況や企業経営等について精通した者であること。

7 実施目標

- (1) 未宣言企業への働き掛け
 - ア 電話件数 3,000社
 - イ 訪問件数 600社程度
 - ウ 「パートナーシップ構築宣言」新規登録社数 600社程度
- (2) 宣言企業への働き掛け
 - ア 電話件数 700社程度（契約日時点の宣言企業数）
 - イ 訪問件数 70社程度
- (3) 履行期限
令和5年3月30日

8 成果物

本業務における成果物をまとめると以下のとおりである。成果物は納入期限までに電子データ（必要に応じて、紙媒体）で埼玉県に提出すること。
各成果物の様式については、契約締結後に県と協議して決定する。

- (1) 業務責任者の指定
 - ア 内容
仕様書6（1）のとおり
 - イ 納入期限
契約締結日から5日以内
- (2) 業務実施体制報告
 - ア 内容
仕様書6（2）のとおり
 - イ 納入期限

契約締結日から5日以内

(3) 働き掛け結果報告書（個票）

ア 内容

仕様書5（3）のとおり

イ 納入期限

適時（週1回以上）及び令和5年3月30日

※最終報告時においては、履行期間全ての個票を改めて県に提出する。

(4) 働き掛け企業一覧表

ア 内容

仕様書5（3）のとおり

イ 提出期限

適時（週1回以上）及び令和5年3月30日

※最終報告時においては、履行期間内に働き掛けた全ての企業の一覧を県に提出する。

(5) 「パートナーシップ構築宣言」新規登録企業一覧

ア 内容

対象企業リストの未宣言企業のうち、令和5年3月30日午前9時時点で「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」の登録企業リストに掲載された企業の一覧を作成し県に提出すること。

また、対象企業リストにはないが、受託者が委託期間内で独自に働き掛けを実施し宣言の登録に至った企業についても、前者と分けて報告すること。

（参考）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト URL

[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](http://biz-partnership.jp)

イ 提出期限

令和5年3月30日

(6) その他、埼玉県が必要と認めた資料

9 委託料の支払い

委託料の一部は、実績に応じ加算額として支払う。

本委託業務終了後、基本額に確定した加算額を足した額を精算払いする。

なお、実績に応じた支払（加算額）の委託料全体に占める割合及び実績の指標とする事項については、以下を想定している。

<加算額の想定>

割合	委託料の50%（最大）
実績の指標	①未宣言企業を訪問し、以下の項目のいずれかを実施した企業数

	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップ構築宣言」の登録働き掛け ・発注者側の立場への助言（受注者側の立場への支援を含む） ・価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知 <p>②宣言企業を訪問し、以下の項目のいずれかを実施した企業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の聞き取り ・発注者側の立場への助言（受注者側の立場への支援を含む） ・価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知 <p>③「パートナーシップ構築宣言」新規登録企業数</p>
加算額の最低支払条件	<p>以下の要件を満たさない場合は、各項目に係る加算額は支払わない</p> <p>①対象企業リスト（3,000社）への電話、かつ未宣言企業300社への訪問</p> <p>②宣言企業35社への訪問</p> <p>③なし</p>

10 その他留意事項

（1）成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、埼玉県に帰属する。

（2）秘密の保持

ア 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、埼玉県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

（3）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

（4）再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について埼玉県に協議し、埼玉県の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（5）その他

ア 本業務を実施するに当たっては、地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令、埼玉県暴力団排除条例、埼玉県財務規則その他本業務に関連する全ての法令等を遵守しなければならない。

イ 埼玉県及び受託者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく埼玉県と受託者が協議し、受託者は埼玉県の指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、埼玉県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、埼玉県と協議の上、定めるものとする。

エ 本業務の実施目的を理解し、事業者や県民等の信頼を損なわないよう、品位を持ってトラブルが発生しないよう業務に従事すること。

オ 本業務において、県民や企業等から苦情を受けた場合には、対応後、速やかに埼玉県に報告すること。

カ 本業務中に生じた事件及び事故は、受託者が責任をもって処理すること。また、事件及び事故が発生した場合は、速やかに埼玉県へ報告すること。

キ 本仕様書に定めのない事項については、埼玉県と受託者が協議し決定する。